法人が寄付した場合

法人税の計算において、「一般寄付金」としての寄付金枠に加え、「特定公益増進法人に対する寄付金」として一定の限度額内での損金算入が認められます。

●一般寄付金

（資本金等の金額×０．２５％＋所得金額×２．５％）÷ ４

●特定公益増進法人に対する寄付金

（資本金等の金額×０.３７５％＋所得金額×６.２５％）÷ ２

※ 「資本金等」＝資本金と資本積立金の合計額

※ 寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

必要な書類

①本財団が発行する寄付額の領収書

②特定増益増進法人であることの証明書

ともに本財団から送付いたします。